

賛助会員の入会及び退会に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ドラゴンズベースボールアカデミー(以下、「当法人」という。)定款第7条及び第10条の規程に基づき、当法人の賛助会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、賛助会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(賛助会員の範囲)

第2条 定款第6条第二号に規程する賛助会員は、当法人の事業活動に賛同し、支援の意を持つ個人又は法人・団体とする。

(入会手続)

- 第3条 当法人の賛助会員になろうとする個人又は法人・団体は、入会申込書に必要事項を記入の上、当法人に提出またはホームページ上の申込フォームによる方法により入会の手続をしなければならない。ただし、理事長が認めたときは、提出書類の一部又は全部を省略することができる。
- 2 当法人への入会の可否は、定款第7条第1項により、特に条件を定めるものではないが、次に掲げる参考基準を基に理事長において入会を認めない場合がある。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等反社会的勢力との関与がある者その他これらに準ずる者ではないこと
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること
 - (3) 破産手続開始の決定を受けた者でないこと
 - (4) 過去に当法人の会員であった者で、当法人の会員資格を喪失してから1年以上経過していること
 - (5) 入会申込書他関係書類等から、会員としてふさわしいものと認められる個人又は団体であること
- 3 入会を許諾された者については、入会手続を完了した旨を通知する。
- 4 本条第2項の理事長が入会を承認した日または会費の納入が完了した日のいずれか遅い日をもって入会日とする。

(会員名簿)

- 第4条 入会者は、会員名簿に登録する。
- 2 会員名簿に登録された情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、法令に基づき適正に取り扱わなければならない。

(会費)

第5条 会費の金額及び納期並びに減免に関する扱いについては、別に定める「賛助会員の会費等に関する規程」によるものとする。

(退会)

- 第6条 賛助会員は、当法人に対し、退会届の提出その他の方法により、退会の意思を表示することにより、任意にいつでも退会することができる。退会日以後においても尚、既に支払った会費の帰属期間に残期間があつたとしても、当法人はこれを返還しない。
- 2 賛助会員は、翌事業年度の3月31日になっても尚納入すべき会費が未納の場合は、当法人は、前項の規程にかかわらず当該賛助会員を何ら通知なく退会扱いとすることができる。

(補則)

第7条 定款に定める事項を除き、この規程の変更、その他必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

賛助会員の会費等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第8条に定める賛助会員が支払う入会金及び会費に関する必要事項を定め、それによって特定非営利活動法人ドラゴンズベースボールアカデミー(以下、「当法人」という。)の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は、個人または法人・団体を問わず不要とする。

(会費)

第3条 会費は、次に掲げるところによる。

- (1) 個人 1口 5,000円
 - (2) 法人・団体 1口 100,000円
- 2 会費の帰属期間は、原則として4月1日から3月31日までの事業年度1年間とする。当事業年度中の4月1日から10月31日までに納入した会費の帰属期間は、納入日から翌年3月31日までとし、当事業年度中の11月1日から3月31日までに納入した会費の帰属期間は、新規入会者及び当事業年度の会費を既に納入している会員に限り、翌事業年度における4月1日から3月31日までの1年間とする。
- 3 特例措置として、当法人の設立の日から平成28年3月31日までに納入した会費の帰属期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。
- 4 本条第1項の定めについては、理事会の決議によってこれを減免することができる。

(会費等の納入)

- 第4条 当法人に入会した賛助会員は、賛助会員の入会及び退会に関する規程第3条第1項に規程する入会申込書を提出した日以後速やかに、その事業年度の会費を当法人所定の方法により納入しなければならない。
- 2 更新を希望する賛助会員は、当事業年度中の11月1日から3月31日までの期間に翌事業年度分の会費を納入することができる。
- 3 当法人は、賛助会員から納入された会費について適正に管理し、その経過を明らかにしなければならない。
- 4 当法人は、賛助会員が納入した会費については、これを返還しない。

(会費の免除)

第5条 理事会は、賛助会員については、第3条の規程にかかわらず、免除すべき相当の事由があると認められた場合、会費の免除を議決することができる。

(会費の使途)

第6条 第3条の会費は、毎事業年度における事業費及び管理費のいずれにも使用することができる。

(補則)

第7条 定款に定める事項を除き、この規程の変更その他必要な事項は、理事会の決議を経て定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。